

# 定 款

電 源 開 発 株 式 会 社

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 本会社は、電源開発株式会社と称し、英文では、Electric Power Development Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 本会社は、国内及び国外において、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気及び熱の供給に関する事業
- (2) 石炭、可燃性ガス、石油代替エネルギー等のエネルギー資源の開発、採掘、製造、加工、貯蔵、売買及び輸送
- (3) 電気通信に関する事業及び情報処理、情報提供サービス業
- (4) 環境保全、公害防止、各種産業用装置及び建物におけるエネルギー利用効率化、電気、熱、電気通信、都市開発、地域開発、海洋開発等に関するエンジニアリング及びコンサルティング
- (5) 電気工事、電気通信工事、土木建築工事その他の建設工事の請負並びに建物及び構築物の設計、監理及び保守
- (6) 河川、上下水道、リサイクル等に関する施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
- (7) 廃棄物の処理及び再生利用に関する事業並びにその再生品の販売
- (8) 温室効果ガス排出権の売買及び仲介並びに植林業
- (9) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウその他ソフトウェアの開発、売買、供与及び仲介
- (10) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び利用
- (11) 前各号に関する調査、研究、技術開発並びに機械、器具、装置及び設備の製作販売
- (12) 経営上必要と認める事業への投資
- (13) 前各号に関連又は附帯する一切の事業

(本店)

第3条 本会社の本店は、東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

( 公告方法 )

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株式

( 発行可能株式総数 )

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、6 億 6 千万株とする。

( 自己の株式の取得 )

第 7 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

( 単元株式数 )

第 8 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

( 株式取扱規則 )

第 9 条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

( 株主名簿管理人 )

第 10 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

## 第 3 章 株主総会

( 株主総会の招集 )

第 11 条 本会社の定時株主総会は、毎年 6 月、臨時株主総会は、必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会は、東京都区内において招集する。

( 定時株主総会の基準日 )

第 12 条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法人が株主である場合には、使用人1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに本会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 本会社に14名以内の取締役を置く。

(取締役の選任決議)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 本会社に、社長1名、必要に応じ、会長1名並びに副社長及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。

2 社長は、会社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

4 社長は、取締役会の決議に基づいて、会社の業務を統轄する。

5 社長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を代理し又はその職務を行う。

6 会長を選定した場合には、第13条及び第21条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

3 取締役会を招集するには、会日の2日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急止むを得ないときは、この期間を短縮することができる。

4 取締役会に関するその他の事項は、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第23条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第24条 本会社に5名以内の監査役を置く。

( 監査役の選任決議 )

第 25 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

( 監査役の任期 )

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

( 常勤監査役及び常任監査役 )

第 27 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から常任監査役を置くことができる。

( 監査役会 )

第 28 条 監査役会を招集するには、会日の 2 日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急止むを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める監査役会規程による。

( 監査役の報酬等 )

第 29 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

( 監査役の責任免除 )

第 30 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計算

( 事業年度 )

第 31 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

( 剰余金の配当 )

第 32 条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として期末配当をすることができる。

2 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

( 配当金の除斥期間等 )

第 33 条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払義務を免れる。

2 金銭による剰余金の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。